

市民参加条例 ワークショップ ニュース

第3号 平成23年3月4日発行

発行：茅ヶ崎市総務部市民自治推進課
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話：0467-82-1111（代表）
FAX：0467-82-1164
MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp



市民参加条例の策定に向けて！！ 第3回市民ワークショップが開催されました

市民参加条例の策定に向けて、第3回市民ワークショップが開催されました。

会議の前半では、前回に引き続き、市民参加条例策定までの市民の関わり方、進め方、会議資料の作成方法などについて、全体討議が行われました。

後半は、グループ討議を実施し、市民参加の現状と課題などについて、活発な意見交換が実施されました。

市民自治推進課の職員もグループ討議に参加し、参加者の皆さんとの意見交換を通して、「相互の理解と信頼」のもとに「市民参加条例」を策定する第一歩となりました。

<第3回市民ワークショップの内容>

- ✓日 時：平成23年2月20日（日）
10:00-12:00
- ✓場 所：茅ヶ崎市総合体育館2階 会議室
- ✓参加人数：15名
- ★全体討議：ワークショップの進め方など
- ★グループ討議：市民参加の現状と課題など

※各回のワークショップの結果や配布資料については以下のURLをご参照ください。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/15358/index.html>

おすすめページ

1位 川上音二郎・貞奴	2位 市民参加条例ワークショップ
3位 振り込み詐欺に注意！	4位 確定申告
5位 えびし麻呂	6位 レインウェア

クリック！！



第3回市民ワークショップ グループ討議結果

Aグループ 職員も、もっと参加して一緒に話そう

まとめは「課長に怒られたらおれに言え」です。おれというのはグループの参加者です。怒られるかもしれないのは、グループ討議に参加した職員。でも、これは今日のことではなく、これからのためです。これからもずっと職員を活かしてほしいと思っていますので、絶対に保証してください。

今、やっていることをより多くの人に知らせてほしい、わかりやすいように。その中で、今の市報のニュースがわからないという意見が出ました。もっとわかりやすい市報があったらいいなと思っています。関連して、一番わかりやすいのは、昨日やっていた中央公園の桑田復活おめでとうみたいな、あの隣に垂れ幕、「ただいま市民参加条例作成中」、「ワークワーク点灯中」とか、「あなたも参加を」とか、そのくらいやってもいいのでは。サイレントマジョリティー（※1）の意見を聞きたいという職員の意見も出ています。多数の市民の参加を得ることが今できていないとも言っています。具体的にどうしたらいいのか、一緒に考えていきたいねという話です。

（※1 声なき多数者）

市民参加そのものが、考え方とか定義とか感じ方というのが、行政で言っているのと市民の人たちが言っているのにすごく食い違いがあるんじゃないか。その食い違いはどこなのかという話し合いをやることも必要じゃないか。それから、自治基本条例を骨抜きにされたと言われてるのは、どこが骨抜きされてしまって、どこが課題なのか、それを最終的に作成した行政のほうはどういう思いだったのか。その違いをこのワークショップの中でやったら、問題意識のずれというもの、はっきりして、どうしたらいいのかということも考えられるのかなという話が出ています。職員の皆さんも、もっともっと参加して一緒に話していければ、いい会議になるのではないかなというところまで。

Bグループ 市民が意見を言うことで、市が変わると実感できれば市民参加が進む

この条例を策定するにあたり、やはり少なくとも参加した人が全員納得するということが絶対必要だという意見です。その上で、市民の声を集約する形とはどんなものか、ということで議論が進みました。

皆さんが大事にされていたのは、市民が検討プロセスにどの程度、関わるかということと、関わった上で政策決定にきちんと市民の意思が反映されているのか、この2つです。

市民と行政の食い違いという部分に関して、自治基本条例策定時の課題をきちんとレビュー（※2）して、どこがどう問題だったのかをきちんと検証した上で、そのことを考えようということです。

条例が策定されて、実際に運用の段階になったときには、うまく運用するためには、行政の姿勢、きちんと市民と向き合う姿勢が求められるということです。

（※2 批評・評論）

それから、市民参加でいろんな催しに参加しませんかという広告があっても、やはり参加のハードルがちょっと高く感じる時がある。1人ではなかなか行きづらいし、友達を連れてもなという話がありました。できるだけ和らげるためには、やはり市民の皆さんが、意見を言うことで市が変わるんだということが実感できる。その実感できることが皆さんわかれば、もっと参加しようという意欲が高まるのではないか。その変わるという実感ができるというのは、やはり受け皿がしっかりしていないといけないよねということで、条例の中にきちんと、どんな意見でも、地域の小さな課題でもうまく吸収できるような条例にしようというご意見がありました。

それから、どうすればいろいろな人の意見が反映できるのかというところを考えないといけない。市民が自ら市民に対しても参加を求めていかなければいけないという意見がありました。そういうことを通じて、やはり知らないことの問題、サイレントマジョリティーの問題が少しでも解決できればということです。

Cグループ 「相互理解と信頼」が市民と行政には必要

行政が考える市民参加と、市民が考える市民参加の違いということをちょっと話し合ったりしました。それから、今回のことに関して誤解を生む原因になっているようなところが、模造紙に書いてある板書と会議録とニュースとが、少しずつ違っていること。それから情報がきちっと出てこないとか、行政へ私たちがいろんな疑問を出したにもかかわらず、それに対するきちとした回答がないというところで、さまざまな誤解の原因になっているのではないかとということです。

市民活動推進条例の一番最初に書いてある、「相互理解と信頼」というのが市民と行政には必要なのにもかかわらず、その辺のところはどうなっているんだろうか。また、行政と市民と議会とが、本当は緊張関係を持って、きちとした説明責任、市民参加をしていかなければならないという話が出ました。

市民参加をしていて市民が意見を言うところも重要なんだけど、本来は議会もきちっとやってもらったほうがいいのかという話で、議会の話もたくさん出ました。

個別のことに関してはパブリックコメントの話で、現状のパブコメは意味があるのかどうかということ。それから、審議会に関しても信頼関係がなかったりと、問題点というのがたくさんあります。審議会のあり方というのを、もっと根本から考えたほうがいいのかというようなことが出ております。

市民参加条例のイメージとして、やはり PDCA サイクル、プラン・ドゥ・チェック・アクション、そのサイクルに市民がどのように、どれだけ関わり合っていくのかということが、今後のポイントになるのではないのでしょうか。



第3回市民ワークショップを終えて・・・

- ✓ 今回のワークショップでは、初めてグループ討議を行うことができました。参加者の皆さん全員に、市民参加について思うところを自由に発言してもらいました。市民自治推進課の職員も各グループに入り、参加者の皆さんと意見交換をすることができました。
- ✓ 第3回のワークショップからグループ討議がスタートしたこともあり、当初全8回の予定で準備していたこのワークショップですが、必要があれば、延長なども検討していくこととなりました。
- ✓ 「市民参加の基本方針」についての市が認識する課題については、まとめ次第、提示していくことを約束しました。

引き続き市民ワークショップの参加者を募集しています！！

●開催日

- ✓ 第4回 3月5日（土） 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓ 第5回 3月21日（月・祝） 市役所本庁舎7階 大会議室 A・B
- ✓ 第6回 4月2日（土） 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓ 第7回 4月16日（土） 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓ 第8回 4月30日（土） 市役所分庁舎5階 A・B会議室

※開催時間は、いずれも午前10時から正午までです。

●対象

市内に在住・在勤・在学しているまたは納税義務を負っている等の方
（茅ヶ崎市自治基本条例に定める市民の方）

●託児

未就学児を対象。必要な方は各開催日の5日前までにお申し出ください。

●申込み

申込み必要事項（住所、氏名、電話番号、託児の有無）を記入のうえ、郵便、電子メールまたはファクスで市民自治推進課へお申し込みください。茅ヶ崎市ホームページの「お申し込み入力フォーム」からもお申し込みいただけます。

※「お申し込み入力フォーム」URL

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/15358/015359.html>

※市外在住の方は、勤務先や学校名など対象となる要件が分かる内容も明記してください。

※いただいた個人情報は、市民参加条例策定に係るワークショップに関する事務に使用することとし、それ以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 協働推進担当

電話：0467-82-1111（代表） FAX：0467-82-1164

MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp